ACSES ニュースレター_２４２６号（2022 年 12 月 12 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（31 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇学生が実験中に准教授が無断帰宅、３０平方m焼く火災…東京都立大が諭旨解雇／手順の指導せず、実験中は帰宅　都立大准教授を諭旨解雇　昨年の火災〈新聞報道〉／生実験で火災「指導と防止措置怠る」都立大准教授を諭旨解雇〈Web 報道〉／教員の懲戒処分について〈東京都公立大学法人〉
◇東京 葛飾区の印刷工場で火災 消防によると１人けが〈放送報道〉
◇真岡の工場で火災　廃プラスチック焼く〈新聞報道〉
◇その他の事故、事件
・消費者安全法の重大事故等に係る公表について〈消費者庁〉
・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について〈消費者庁〉
・消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で火災等(ノートパソコン、電動アシスト自転車、二酸化炭素濃度測定器(充電式))〈消費者庁〉
◇事故、事件の続報
・ウェブテスト替え玉容疑で再逮捕　「摘発例ないか調べた」―関電社員の男・警視庁〈Web 報道〉
・防犯カメラ少なく「長期戦」も視野　宮台さん切りつけ事件から１週間〈新聞報道〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・医療機関向けサイバーセキュリティ対策研修を開始しますー 医療機関向けセキュリティ教育支援ポータルサイトを本日開設します ー〈厚生労働省〉／医療機関にサイバー研修、厚労省　ポータルサイトを開設〈Web 報道〉
・スマート保安技術カタログ（第５版）を公開しました。〈製品評価技術基盤機構〉
□大災害、原発事故対策
[大災害対策]
・災害井戸、生活用水に有益　熊本地震、認知度が課題〈Web報道〉
[東日本大震災]
・東日本大震災の津波で変化した沿岸生態系が回復 −震災後 10 年にわたる延べ 500 人余の市民ボランティアとの調査で判明− 〈国立環境研究所〉
[原子力施設全般]
・原発回帰への行動指針了承　廃炉建て替え、運転延長盛り込む〈Web報道〉
・美浜原発差し止め可否、年内にも　仮処分、運転開始から40年超〈Web報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇マスコミ報道
[3] 「危険物輸送の動向等を踏まえた安全対策の調査検討報告書 」の公表〈総務省消防庁〉
[4] 危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（案）に対する意見公募〈総務省消防庁〉
[5] 健康安全
◇ヘッドホン使用で若者１０億人に難聴リスク〈新聞報道〉
[6] 医薬品

柏葉白熊（カシワバハグマ）

◇使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（厚生労働省告示第 352 号）〈官報〉
◇療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件（厚生労働省告示第 353 号）〈官報〉
[7] 農薬
◇農薬を登録した件（農林水産省告示第 1946～1948 号）〈官報〉
◇農薬の登録が失効した件（農林水産省告示第 1949、1950 号）〈官報〉
[8] 温暖化対策関係
◇閉幕した COP27、温室ガス削減加速は難航　問われる日本の本気度〈新聞報道〉
◇「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の進展状況について〈環境省〉
◇化石燃料への補助金が世界で倍増　脱炭素に逆行「今年はさらに増加」〈新聞報道〉
◇ドイツ 3 番目の「大気汚染源」が再稼働　侵攻で揺らぐ欧州の脱炭素化〈新聞報道〉
[9] 環境安全関係
◇（仮称）宮城気仙沼風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について〈環境省〉
◇（仮称）白山三ヶ野太陽光発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について〈環境省〉
[10] エネルギー問題
◇再エネ、あと 2 年で世界最大の電源に　ウクライナ危機で各国が本腰〈新聞報道〉
[11] その他省庁発表　　１件
[12] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
［開催案内］ 20 件　　［開催記録、報告、資料等］ ７件
[13] その他
◇インフルエンザ、感染症関係：18 件　　◇新化学物質、化学物質新利用技術等：１件　　◇その他：１件
[付録]
◇シリカやケイ素を摂取できるとうたった飲料、健康食品等に関する調査－ケイ素の摂取は美容や健康に良い？－〈国民生活センター〉
◇消費者問題に関する2022年の10大項目〈国民生活センター〉
◇コロナ「２類相当」見直し議論本格化　「５類」に？なぜ今？〈放送報道〉
◇感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（法律第 96 号）〈官報〉
◇「災害・事故に伴う化学物質リスクへの対処をどうするか？」 環境研究総合推進費　戦略的研究開発課題 S-17 予定成果講演会のご案内〈国立環境研究所〉

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇学生が実験中に准教授が無断帰宅、３０平方m焼く火災…東京都立大が諭旨解雇

＜読売新聞　2022 年 12 月 8 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/national/20221208-OYT1T50070/

東京都立大は７日、学生による実験の監督責任を怠ったとして、同大理学部の男性准教授（５４）を諭旨解雇の懲戒処分にした。准教授の不在中に出火し、約３０平方メートルを焼く火災が起きていた。

発表によると、准教授は昨年１２月４日昼、同大南大沢キャンパス（八王子市）の理学部実験室で、学生５人が発火性のある試薬を使った実験中、無断で自宅へ帰った。学生が試薬の処理を誤って火が出たが、けが人はいなかった。

准教授は昼食をとるために帰宅していたといい、ほかにも複数回にわたって学生の実験に立ち会わなかったことが確認されたという。

・手順の指導せず、実験中は帰宅　都立大准教授を諭旨解雇　昨年の火災

＜朝日新聞　2022 年 12 月 8 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQD86RPNQD80XIE023.html

昨年 12 月に東京都立大南大沢キャンパス（八王子市）で発生した火災を巡り、同大は 7 日、理学部の男性准教授（54）を同日付で諭旨解雇し、発表した。学生が行った実験に際し、適切な指導をしていなかったと判断した。

発表によると、火災は昨年 12 月 4 日正午ごろ、同キャンパス 8 号館の実験室から出火し、約 30 平方メートルが焼けた。当時、理学部の学生が 1 人で発火性のある試薬を使った実験をし、手順を誤ったため出火したという。けが人はいなかった。

同大は処分理由について、准教授が実験手順の適切な指導や助言をせず、実験時も大学から車で 15 分ほどの自宅に戻っていたなどとし、防火のための措置を講じなかったと説明した。准教授は薬品の管理は学生任せで、実験に立ち合わないことも多く、消火器などの使い方も教えていなかったという。また、火災防止対策が十分でなかったとして、准教授が所属する研究室の男性教授（60）も戒告処分とした。

・生実験で火災「指導と防止措置怠る」都立大准教授を諭旨解雇

＜Science Portal　2022 年 12 月 8 日＞　https://scienceportal.jst.go.jp/newsflash/20221208_n01/

東京都立大学は、学生指導と事故防止措置を怠ったとして、理学部の男性准教授（54）を諭旨解雇の懲戒処分にしたと発表した。准教授の不在時に学生が実験の作業を誤り、火災が発生していた。

処分は 7 日付。発表によると、昨年 12 月 4 日正午頃、同大南大沢キャンパス（八王子市）8 号館で、学生が 1 人で発火性のある試薬を使った実験を行い、誤った手順で後処理を行ったため試薬が廃液タンクの上に落ち、そこから出火し火災が発生した。学生の直属の指導教員である准教授は、日頃から学生に適切な指導、助言をせず、事故発生時には、実験室の誰にも声を掛けないまま昼食のため自宅に戻るなどしており、事故防止の措置を講じてこなかったとした。

また理学部の男性教授（60）を戒告とした。研究室の主宰者として、准教授や学生を適切に指導監督し、事故防止の体制を整備する必要があったが、対策が十分でなく事故を発生させたという。

・教員の懲戒処分について

＜東京都公立大学法人　2022 年 12 月 7 日＞

https://www.tmu.ac.jp/news/topics/35232.html?d=assets/files/download/auth/press/20221207_press.pdf

令和４年１２月７日

東京都公立大学法人

教員の懲戒処分について

東京都立大学は、教員の処分を行いましたので、下記のとおり公表いたします。

記

１　処分の対象教員及び内容

所属名	職名	年齢	性別	処分内容
理学部	准教授	54 歳	男	諭旨解雇
理学部	教授	60 歳	男	戒告

２　処分事由

（1）諭旨解雇処分

令和３年 12 月４日（土）正午頃、南大沢キャンパス８号館において、東京都立大学理学部の学生が一人で、発火性のある試薬を使った実験及び実験後の後処理を行っていたところ、誤った手順で後処理を行ったことで、残試薬が廃液タンクの上に落ち、そこから出火して、火災事故が発生した。

当該学生の直属の指導教員である当該准教授は、日頃から学生に対して適切な指導・助言を行っていなかったばかりか、事故発生時は、実験室の誰にも声を掛けないまま、昼食のため自宅に戻っていたなど、事故の発生を未然に防止する措置を講じてこなかった。

（2）戒告処分

当該教授は、研究室の主宰者として、当該准教授や当該学生に対する適切な指導監督を行い、事故の発生を未然に防止する体制を整備する必要があったが、対策が十分でなく、結果として事故を発生させた。

３ 処分年月日

令和４年 12 月７日

◇東京 葛飾区の印刷工場で火災 消防によると１人けが

＜NHK　2022 年 12 月 8 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20221208/k10013917141000.html

8 日午後、東京 葛飾区の印刷工場から火が出て、建物の 1 階と 2 階部分が焼け、消防が消火活動を行っています。

警視庁によりますと、8 日午後 2 時すぎ、葛飾区奥戸の印刷工場で「インクが燃えている」と通報がありました。

東京消防庁によりますと、消防車 44 台が出て消火活動にあたり、火の勢いはほぼ収まりつつありますが、これまでに建物の 1 階と 2 階部分、およそ 300 平方メートルが焼けたということです。

当時は、20 人ほどの従業員がいたということですが、消防によりますと、けが人が 1 人いるということです。

工場では、T シャツにプリントする作業が行われていたということで、消防が消火活動を行っています。

現場は、京成押上線の京成立石駅から東に 1 キロほどの住宅が密集する地域です。

◇真岡の工場で火災　廃プラスチック焼く

＜下野新聞　2022 年 12 月 9 日＞　https://www.shimotsuke.co.jp/articles/-/671118

９日午前 11 時 20 分ごろ、真岡市鬼怒ケ丘の廃プラスチックリサイクル工場で火災が発生し、廃プラスチック約 10 立方メートルを焼いた。建物に損傷はなく、けが人もなかった。

真岡署で出火原因を調べている。

◇その他の事故、事件

・消費者安全法の重大事故等に係る公表について

＜消費者庁　2022 年 12 月 8 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/031431/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_221208_01.pdf

生命・身体被害に関する消費者事故等として通知された事案：105 件

うち重大事故等として通知された事案：23 件

・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について

＜消費者庁　2022 年 12 月 8 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/031434/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_221208_02.pdf

1. 事故情報　(1)事故情報(下記(2)を除く)：８件

(2)事故情報(食中毒情報)：９件

2. リコール・自主回収情報

(1)リコール・自主回収情報(食品関係)：59件

(2)リコール・自主回収情報(食品関係以外)：６件

・消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で火災等(ノートパソコン、電動アシスト自転車、二酸化炭素濃度測定器(充電式))

＜消費者庁　2022 年 12 月 9 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/031459/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms202_221209_01.pdf

特記事項:

・NEC パーソナルコンピュータ株式会社が輸入したノートパソコンのリコール(回収・点検)

・ヤマハ発動機株式会社が販売した電動アシスト自転車用バッテリー(「電動アシスト自転車」として公表)のリコール(回収・交換)

・アップ・スウェル株式会社が輸入した二酸化炭素濃度測定器(充電式)のリコール(回収・修理)

１．ガス機器・石油機器に関する事故：２件
（うち石油ストーブ（開放式）２件）

２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故：９件
（うちウォーターサーバー１件、ノートパソコン１件、照明器具１件、リチウム電池内蔵充電器１件、食器洗い乾燥機１件、電動アシスト自転車１件、ＩＨ調理器１件、二酸化炭素濃度測定器（充電式）１件、照明器具（卓上型、充電式）１件）

３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故：15 件
（うちタブレット端末１件、延長コード１件、電気冷蔵庫１件、バッテリー（リチウムイオン、電動工具用）１件、電動アシスト自転車２件、電子レンジ１件、ポータブル電源（リチウムイオン）１件、自転車１件、ノートパソコン２件、バッテリー（リチウムイオン）１件、充電器１件、床洗浄機１件、電動立ち乗り二輪車１件）

◇***事故、事件の続報***

・ウェブテスト替え玉容疑で再逮捕　「摘発例ないか調べた」―関電社員の男・警視庁

＜時事通信　2022 年 12 月 9 日＞　https://sp.m.jiji.com/article/show/2864026

就職活動の際に学生らの能力や適性を測るために企業が実施する「ウェブテスト」の替え玉受験事件で、警視庁サイバー犯罪対策課は９日までに、別の企業のテストでも本人に成り済ましたとして、関西電力社員田中信人容疑者（２８）を私電磁的記録不正作出・同供用の疑いで再逮捕した。容疑を認めているという。

田中容疑者に替え玉受験を依頼したとして、同容疑で大学生の女（２２）も追送検した。

同課によると、田中容疑者は「摘発事例がないかネットで調べた」という趣旨の供述をしており、不正な行為との認識があったとみて調べる。

田中容疑者は４年ほど前に友人に誘われて替え玉受験を始めたとみられ、以前はグループで活動していたが今年１月からは１人で活動。自身のツイッターで替え玉受験の希望者を募っており、半年間で約３００人の依頼を受け、約４００万円を得ていたとみられる。

再逮捕容疑は３月２３日と４月７日、大学生の女に成り済まし、都内の商社に就職するためのウェブテストを受験した疑い。

田中容疑者は別の会社のウェブテストを替え玉受験したとして、１１月２１日に同容疑で逮捕され、今月８日に起訴された。

・防犯カメラ少なく「長期戦」も視野　宮台さん切りつけ事件から１週間

＜朝日新聞　2022 年 12 月 6 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQD64QM8QD6UTIL003.html

東京都立大教授で社会学者の宮台真司さん（63）が刃物で切りつけられ重傷を負った事件は、6 日夕で 1 週間が過ぎた。現場周辺には防犯カメラが少なく、警視庁は「長期戦」も視野に捜査を進めている。

事件は 11 月 29 日午後 4 時 17 分ごろ、八王子市の南大沢キャンパスで発生。講義を終えた宮台さんが、車で帰宅するため駐車場に向かっている最中に突然、後ろから刃物で男に襲われた。宮台さんは顔や足の筋肉に達する深さの傷を負った。

「無言で襲われた」。同庁の聴取に宮台さんはそう話し、襲った人物とみられる男が映った防犯カメラの画像を見せられても「思い当たる人物はいない」と話したという。

事件現場は行き交う学生が少ない場所だったが、数少ない目撃証言もある。

凶器は包丁ではない？

捜査関係者によると、その証…

◇***事故・事件対策、措置、訴訟等***

・医療機関向けサイバーセキュリティ対策研修を開始します

― 医療機関向けセキュリティ教育支援ポータルサイトを本日開設します ―

＜厚生労働省　2022 年 12 月 7 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=c5dsvo_6BFtfMuLhY

厚生労働省は、本日「医療機関向けセキュリティ教育支援ポータルサイト」(MIST:Medical Information Security Training) を開設します。

本ポータルサイトでは、医療機関の更なるサイバーセキュリティ対策の強化を図ることを目的に、

・医療機関の経営層や医療従事者など階層別のサイバーセキュリティ対策研修の実施
・医療機関内でのサイバーセキュリティ教育に活用できるコンテンツ集の掲載
・サイバーセキュリティインシデント発生時の相談・初動対応依頼窓口の設置

を実施いたします。

具体の研修内容・スケジュール等については、添付資料をご覧ください。

厚生労働省では、引き続き、医療機関に必要なサイバーセキュリティ対策を適切に進めてまいります。

【ポータルサイト概要】

〇開設日：令和４年 12 月８日（木）

〇掲載コンテンツ（予定）

・本事業について
・研修内容
・コンテンツ集
・講師・技術者リスト
・関連リンク
・お問い合わせ
・インシデントかも？

〇URL

https://mhlw-training.saj.or.jp/

【QR コード】

添付資料：プレスリリース

https://www.mhlw.go.jp/content/10801000/001020948.pdf

・**医療機関にサイバー研修、厚労省　ポータルサイトを開設**

＜共同通信　2022 年 12 月 8 日＞　https://www.47news.jp/news/8667669.html

病院へのサイバー攻撃が相次いでいるのを受け、厚生労働省は８日、医療機関向けに「セキュリティ教育支援ポータルサイト」を開設した。経営者やシステム管理者など役職や習熟度に応じた研修教材を用意。コンピューターウイルスなどのトラブルが発生した場合の相談フォームも設けている。

サイトでは、来年２月にかけ予定されているオンライン研修が申し込める。内容は３種類で、それぞれ「経営者」「システム・セキュリティ管理者」「初学者・医療従事者」が対象。セキュリティー対策の基本や、実際に病院であったサイバー攻撃の体験談などのコンテンツも順次公開していく。

・**スマート保安技術カタログ（第５版）を公開しました。**

＜製品評価技術基盤機構　2022 年 12 月 9 日＞　https://www.nite.go.jp/gcet/tso/smart_hoan.html

スマート保安

（※）スマート保安とは

①国民と産業の安全の確保を第一として、②急速に進む技術革新やデジタル化、少子高齢化・人口減少など経済社会構造の変化を的確に捉えながら、③産業保安規制の適切な実施と産業の振興・競争力強化の観点に立って、④官・民が行う、産業保安に関する主体的・挑戦的な取組のこと。具体的には、①十分な情報やデータによる科学的根拠とそれに基づく中立・公正な判断を行うことを旨として、②IoT やAI など安全性と効率性を高める新技術の導入、現場における創意工夫と作業の円滑化などにより産業保安における安全性と効率性を常に追求し、③事業・現場における自主保安力の強化と生産性の向上を持続的に推進するとともに、④規制・制度を不断に見直

すことによって、将来にわたって国民の安全・安心を創り出すこと。

出典:スマート保安推進のための基本方針（スマート保安官民協議会資料）

https://www.meti.go.jp/shingikai/safety_security/smart_hoan/pdf/kihon_hoshin.pdf

電気保安のスマート化

電気保安分野においてIoTやAI、ドローン等の新たな技術を導入することで、保安力の維持向上と生産性の向上を両立させること。

スマート保安プロモーション委員会について

経済産業省は、令和２年度よりスマート保安官民協議会を設置することで、官・民連携して、スマート保安技術の的確な導入促進を行うための取組を進めています。電気保安分野では、スマート保安官民協議会電力安全部会において、スマート保安技術の妥当性確認等を行う仕組みが必要とされ、「スマート保安プロモーション委員会」を設置することとなり、NITEはこの事務局を担って参ります。スマート保安についてのご相談がありましたら、下記のメールアドレスへお問い合わせください。

スマート保安プロモーション委員会のページ

https://www.nite.go.jp/gcet/tso/smart_hoan_shiryo.html

（参考）電気保安分野 スマート保安アクションプラン（経済産業省HP）

https://www.meti.go.jp/shingikai/safety_security/smart_hoan/denryoku_anzen/20210430_action_plan.html

スマート保安プロモーション委員会に関するお問い合わせ先

otoiawase-smart-hoan【@】nite.go.jp（メールを送る際は@の前後の【】を取ってご利用ください。）へご相談・お問い合わせください。

スマート保安技術カタログ

スマート保安技術カタログ（以下「技術カタログ」という）は、電気設備の新たなスマート保安技術をカタログとしてまとめたものです。 技術カタログ上に掲載されている技術は、従来の電気設備保安技術を代替できるものとして、学識経験者等から構成されるスマート保安プロモーション委員会で評価を行ったものであり、従来の保安技術を代替できるだけではなく、設備の常時監視による保安レベルの向上や、保安点検経費の削減が見込まれます。

スマート保安技術カタログはこちらからご覧いただけます。

スマート保安技術カタログ（第5版）

https://www.nite.go.jp/gcet/tso/smart_hoan_catalog.pdf

スマート保安推進に関する業界別推進状況の調査・分析業務

NITEは、「電気保安分野　スマート保安アクションプラン」に沿って各業界で取り組まれている具体的なスマート保安技術の実装について、下記（１）～（３）を目的としてアンケート調査を実施しました。

（１） 現状および2025年に想定される導入推進状況等を調査・分析して、現状と今後の取組状況の把握・評価を行うこと。

（２） スマート保安技術の実装に関する新たなKPIの設定について提言すること。

（３）スマート保安プロモーション委員会の円滑運用およびスマート保安推進に向けた今後の活動又は取組内容を検討すること。

スマート保安推進に関する業界別推進状況の調査・分析業務　報告書

https://www.nite.go.jp/gcet/tso/smart_hoan_questionnairesurvey.html

最終更新日

2022年12月9日

□*大災害、原発事故対策*

[大災害対策]

・災害井戸、生活用水に有益　熊本地震、認知度が課題

＜共同通信　2022 年 12 月 9 日＞　https://www.47news.jp/news/8669665.html

2016 年の熊本地震の際、熊本市内の「災害用井戸」が給水所の空白地帯で生活用水として利用されたとする研

究結果を大阪公立大の遠藤崇浩教授（環境政策学）らのグループがまとめた。「給水を補完する選択肢になる」として重要性を強調する一方、認知度の低さに課題があると指摘した。

災害用井戸は、災害時の応急給水手法の一つ。個人や民間が所有する井戸を災害の際に使えるよう、自治体が協定を結ぶケースが広まりつつある。遠藤教授によると、19年7月までに、全国1741市区町村のうち418市区町村で災害用井戸が既に実用化していた。

[東日本大震災]

・東日本大震災の津波で変化した沿岸生態系が回復

-震災後 10 年にわたる延べ 500 人余の市民ボランティアとの調査で判明-

＜国立環境研究所　2022 年 12 月 8 日＞　http://www.nies.go.jp/whatsnew/20221208/20221208.html

2011 年 3 月 11 日の東北地方太平洋沖地震が引きおこした巨大津波は、仙台湾に点在する干潟に生息する生物種を著しく減少させるなど、沿岸生態系に大きな影響をおよぼしました。しかし、かつてないほどの大きな変化を経験した沿岸生態系が、どのように回復していくのかはわかっていませんでした。東北大学大学院生命科学研究科、国立環境研究所、東北大学大学院農学研究科、埼玉県環境科学国際センターおよび宮城県仙台二華中学校・高等学校を中心とする研究グループは、延べ 500 人の市民ボランティアの協力を得て、仙台湾に点在する 8 つの干潟を対象に東日本大震災後 10 年にわたる生物多様性調査を実施しました。その結果、多くの干潟において震災７年後には震災前の生物種が戻り、干潟生態系が津波による生態系撹乱から回復したことが確認されました。これらの結果から、東北沿岸の干潟はレジリエンス（大きな変化からもとに戻る回復力）に富んだ生態系であることが分かりました。

本研究成果は、2022 年 11 月 10 日付けで、Wiley 社から刊行される『Limnology and Oceanography Letters』電子版に掲載されました。

(https://aslopubs.onlinelibrary.wiley.com/doi/full/10.1002/lol2.10292)

[原子力施設全般]

・原発回帰への行動指針了承　廃炉建て替え、運転延長盛り込む

＜共同通信　2022 年 12 月 8 日＞　https://www.47news.jp/news/8668558.html

経済産業省は 8 日の総合資源エネルギー調査会原子力小委員会で、原発活用に向けた行動指針を示し大筋で了承された。廃炉が決まった原発の次世代型原発への建て替えや、60 年を超える運転延長を盛り込み、東京電力福島第 1 原発事故以降の政策を転換、原発回帰に踏み込んだ。年内に開く GX（グリーントランスフォーメーション）実行会議へ報告した上で、年明け以降に関連法の改正案を国会へ提出する。

会合では、NPO 法人・原子力資料情報室の松久保肇事務局長が「運転延長や新設は 10 年ほど先の話で、なぜ短期間で決めるのか」と批判。約 20 人の委員のうち 2 人は反対したが、大半が賛同した。

・美浜原発差し止め可否、年内にも　仮処分、運転開始から 40 年超

＜共同通信　2022 年 12 月 9 日＞　https://www.47news.jp/news/8670555.html

関西電力美浜原発 3 号機の再稼働は運転開始から 40 年以上が経過し、老朽化が進んで危険だとして、福井、滋賀、京都の 3 府県の住民が関電に運転差し止めを求めた仮処分について、大阪地裁が年内にも決定を出す見通しを住民側に伝えたことが 9 日、分かった。住民側代理人の弁護士が取材に明らかにした。

美浜 3 号機は 1976 年に運転を開始。2021 年 6 月に運転期間が国内で初めて 40 年を超えて再稼働した。テロ対策施設の整備のため、いったん停止し、水漏れなどのトラブルも生じたが、22 年 8 月 30 日に運転を再開。原子力規制委員会の検査を経て、本格的な営業運転が 9 月 26 日に再開した。

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の患者の発生について（検疫）

＜厚生労働省　2022年12月11日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29721.html
・新型コロナウイルス感染症の現在の状況について（令和４年12月11日版）
＜厚生労働省　2022 年 12 月 11 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29720.html
---

◇マスコミ報道　見出し

・新型コロナ「第７波」自宅で死亡 776 人 ８割近くが 70 代以上
＜NHK　2022 年 12 月 8 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20221208/k10013916591000.html

・「BQ.1」系統じわり…国内４割か　「感染押し上げ」専門家の懸念
＜朝日新聞　2022 年 12 月 7 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQD762LJQD5UTFL00W.html
新型コロナウイルスのオミクロン株の系統の一つ「BQ.1」が国内で広がりつつある。夏の第７波から BA.5 系統が長らく国内の主流だったが、置き換わり始めた。感染状況に影響を与えるおそれもあり、厚生労働省の専門家組織も「注視が必要」と警戒する。
　BQ.1 は、9 月にナイジェリアで見つかったオミクロン株の一つ。同じオミクロン株の BA.5 系統から派生した。
　ヒトの細胞への感染にかかわるウイルス表面の「スパイクたんぱく質」に、BA.5 にはない複数の変異があり、ワクチンや感染で得た免疫の一部が効きにくくなり、感染が広がりやすくなっているとみられる。ただし、重症化しやすさは BA.5 と同程度とされる。
　国立感染症研究所の推計によると、国内では８月上旬以降、BA.5 が感染者の９割以上と主流だった。これが「第７波」につながったとみられている。しかし、10 月上旬から減り始め、12 月 7 日公表の推計では 5 日からの週には 54%。代わりに BQ.1 が 36%を占めると推計している。
欧米では先に拡大、入院者増の報告みられず
　欧米では、日本に先んじて B…

・栃木や壬生などで学年、学級休業　新型コロナ、８日発表
＜下野新聞　2022年12月9日＞　https://www.shimotsuke.co.jp/articles/-/671047?rankinghour

・コロナ「２類相当」見直し議論本格化　「５類」に？なぜ今？
＜NHK　2022 年 12 月 7 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20221207/k10013915481000.html
新型コロナの感染症法上の扱いの見直しに向けた議論が始まっています。
現在は「2 類相当」ですが、季節性インフルエンザと同じ「5 類」への引き下げも含めて、議論が本格化する見通しです。
もし「5 類」になった場合、どうなるの？社会的な制限が減る一方で、ワクチン接種や医療費などの負担が増える？今後の議論の見通しは？
Q&A 方式でまとめました。　　----＞ *末尾［付録］*

［対策・予防］

◇省庁発表

・新型コロナウイルスに関する受診・相談センター／診療・検査医療機関等の情報を更新しました
＜厚生労働省　2022 年 12 月 9 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k3eDgA8rZA6Zfc0BY
・新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備えた外来医療体制等を掲載しました
＜厚生労働省　2022年12月9日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00056.html
・都道府県の医療提供体制等の状況（医療提供体制等の負荷・感染の状況）についてを更新しました。
＜厚生労働省　2022年12月9日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00035.html
・「療養状況等及び入院患者受入病床数等に関する調査について」を更新しました
＜厚生労働省　2022年12月9日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00023.html
---

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・新たな変異ウイルスに対する飲み薬効果確認 東大研究グループ

＜NHK　2022 年 12 月 8 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20221208/k10013916451000.html

新型コロナウイルスのオミクロン株のうち、国内でも検出される割合が増えてきている「BQ.1.1」などの新たな変異ウイルスに対して、飲み薬の効果が確認できたとする実験結果を東京大学の研究グループが発表しました。

この研究は東京大学医科学研究所の河岡義裕特任教授らのグループが行い、医学雑誌の「ニューイングランド・ジャーナル・オブ・メディシン」に発表しました。

研究グループは、患者からとった、免疫からより逃れやすいとされる「BQ.1.1」と別の変異ウイルス「XBB」の増殖を抑えられるか、さまざまな治療薬を使って実験しました。

その結果、飲み薬の「ラゲブリオ」と「パキロビッド」、それに点滴で投与する抗ウイルス薬「レムデシビル」では増殖を抑える効果は、当初広がった従来型のウイルスや「BA.5」に対してと同じ程度だったことが分かりました。

一方で、人工的に作った抗体を投与する抗体医薬は、いずれも効果が著しく下がっていたとしています。

現在も感染の主流は「BA.5」ですが、「BQ.1.1」が検出される割合は東京都で先月中旬までの 1 週間で 7%となるなど、新たな変異ウイルスが増えてきています。

河岡特任教授は「抗ウイルス薬が有効であるというのはとてもいいニュースだと思う」と話しています。

・新系統、抗ウイルス薬有効　オミクロン株ＢＱ．１．１など―東大

＜時事ドットコム　2022 年 12 月 8 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2022120800242&g=soc

新型コロナウイルスのオミクロン株のうち、今後の感染拡大が懸念される新系統「ＢＱ．１．１」と「ＸＢＢ」に対し、国内で承認されている抗ウイルス薬３種はいずれも有効とする実験結果を、東京大などのチームが発表した。論文は８日、米医学誌電子版に掲載された。

　東大医科学研究所の河岡義裕特任教授らは、患者から分離したＢＱ．１．１株とＸＢＢ株をサルの培養細胞に感染させ、ウイルスの増殖を防ぐ抗ウイルス薬の有効性を分析した。その結果、点滴薬レムデシビルと飲み薬のモルヌピラビル、パキロビッドの有効性は、現在主流のＢＡ．５などに対する効果と同程度だった。

　一方、細胞への感染を抑える抗体薬では、国内で承認されているソトロビマブとロナプリーブ、エバシェルドの効果は、ＢＡ．５などに対するものより大幅に低下していた。河岡特任教授は「抗体薬の有効性は低下したが、抗ウイルス薬の有効性に変わりはない」と指摘している。

・抗体薬、効果期待できず　オミクロン株ＢＱ・１

＜産経ニュース　2022 年 12 月 8 日＞

https://www.sankei.com/article/20221208-L2ZM53PRGVKGJM72TNYT4PMNEE/

新型コロナウイルスで感染が確認される割合が増えると指摘されているオミクロン株派生型「ＢＱ・１」に対し、国内外で使われてきた４種類の抗体薬は効果が期待できないとの実験結果を、東京大医科学研究所の河岡義裕特任教授（ウイルス学）らのチームが７日付の米医学誌「ニューイングランド・ジャーナル・オブ・メディシン」に発表した。

点滴の抗ウイルス薬「レムデシビル」と飲み薬の「モルヌピラビル」「パキロビッド」は、ウイルスの増殖を抑える効果があった。

これまで流行してきたオミクロン株「ＢＡ・２」「ＢＡ・５」には高い効果があった抗体薬も、ＢＱ・１への効果は低かった。新たに加わった変異が影響しているとみられる。アジアで増加した別のオミクロン株派生型「ＸＢＢ」に対してもＢＱ・１と同様の結果となった。

培養細胞を使った実験のため、実際の人の治療効果とは異なる可能性がある。

****

[3] 「危険物輸送の動向等を踏まえた安全対策の調査検討報告書 」の公表

＜総務省消防庁　2022 年 12 月 8 日＞

https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/221208_kiho_1.pdf

危険物の輸送に関わる業界団体や全国消防長会危険物委員会から、物流の効率化、危険物情報の伝達、新たな輸送形態の取扱い、危険物輸送に関する課題や要望が示されており、また、消毒用アルコールの需要の増加により、高濃度アルコールの運搬容器について柔軟な取扱いを求める声もあがっています。このような状況を踏まえ、消防庁では、危険物輸送を安全かつ円滑に行うために、「危険物輸送の動向等を踏まえた安全対策の検討会」を開催し、調査・検討を行ってきました。

この度、検討の結果を報告書として取りまとめましたので公表します。

【主な結果】（詳細は別紙を参照）

１ 国際輸送用コンテナに係る消防法上の手続きの簡素化

⑴ 交換タンクコンテナの追加に係る資料提出の見直しについて

移動タンク貯蔵所のタンクコンテナの追加については、従前から事前の資料提出により軽微な変更工事に該当するか否かを確認していたが、この資料提出について簡素化を図るため、電子申請システムや電子メール等による事前の資料提出の受付を推進する。

⑵ 仮貯蔵の繰り返し承認申請について

「タンクコンテナによる危険物の仮貯蔵における技術上の基準等に係る指針」（平成４年６月 18 日付け消防危第 52 号、別紙）に掲げる対策が講じられているものについては、タンクコンテナの仮貯蔵の繰り返し承認を認める条件に、天候悪化による船の遅延だけではなく、例えば、「感染症等の影響により、船員や港湾労働者の確保ができないなど、港湾の稼働状況が悪化した結果による船舶の遅延」などの事業者の責によらないやむを得ない事情によることを認める。

また、ドライコンテナについてもタンクコンテナ同様に仮貯蔵を適用していることから、同様に繰り返し承認を認める。

⑶ 屋外貯蔵所での危険物容器を収納したドライコンテナによる貯蔵について

輸送行程上の制限から安易に解錠できないドライコンテナについては、容器とドライコンテナにより二重になっていることから安全性については問題ないため、ドライコンテナの外側の見やすい位置に、収納されている危険物に関する情報を表示した場合については、屋外貯蔵所等へドライコンテナを用いて貯蔵することができることとする。

２ コンテナに混載されている荷物に係る危険物情報の適切な伝達方法

荷物の危険物情報を把握する立場にある荷主で構成される業界団体へ以下の２点を依頼し、関係事業者間における危険物情報の共有を図る。

⑴ 輸送を担当する事業者がイエローカードの携行を徹底できるよう、荷主から当該事業者に対して荷物の危険物情報を適切に伝達すること。

⑵ 輸送前後（輸送過程の途中）で危険物の貯蔵・取扱いを行う事業者において適切な貯蔵・取扱いが徹底されるよう、荷主から当該事業者に対しても荷物の危険物情報を適切に伝達すること。

３ 大規模物流倉庫や高層ラック式倉庫における危険物の貯蔵に係る留意事項のあり方

「堅固な基礎に固定する」と同等以上とみなす場合を整理し、その運用方法を示す。

例えば、「移動式架台の上部にガイドレールを通して容易に転倒しない構造とする方法」や「移動式架台同士を結合して一体的に固定する方法」、「移動式架台の車輪にストッパーを設ける方法」などが考えられるが、今後さらに有効な手段が出現することも考えられるので、その際には改めて検討する。

なお、移動式架台についても、従前から活用されている「危険物施設の消火設備、屋外タンク貯蔵所の歩廊橋及び屋内貯蔵所の耐震対策に係る運用について（平成８年 10 月 15 日付け消防危第 125 号）」における屋内貯蔵所の架台の耐震対策を講じる必要がある。

４ 海外製の特殊な容器、国連規格や機械器具等における危険物の運搬、消毒用アルコールに係る緊急的な危険物輸送

第３回検討会（令和４年２月 25 日）において結論が得られ、「危険物輸送の動向等を踏まえた安全対策の調査検討報告書（令和３年度中間まとめ）」で公表済み（令和４年４月 19 日）

５ その他

本検討会の報告書及び検討経過は、消防庁ホームページをご確認ください。

※ 消防庁ホームページ（URL：http://www.fdma.go.jp/）

****

[4] 危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（案）に対する意見公募

＜総務省消防庁　2022 年 12 月 9 日＞

https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/a28283e9398615d27ac8090fcec984167d3ae9fe.pdf

消防庁は、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（案）の内容について、令和４年 12 月 10 日から令和５年１月 13日までの間、意見を公募します。

１ 改正内容

日本産業規格の改正に伴い、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年自治省告示第99 号）第３条の２において地下配管のコーティングの材料として指定されている規格の名称等を改める必要があるため、当該告示を改正するものです。

２ 意見公募対象及び意見公募要領

○ 意見公募対象

危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（案）

○ 意見公募要領の詳細については、別紙を御覧ください。

３ 意見公募の期限

令和５年１月 13 日（金）（必着）（郵送についても、公募期間内の必着とします。）

４ 今後の予定

皆様からお寄せ頂いた御意見を検討した上で、当該告示を公布する予定です。

別紙

危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（案）について

令和４年１２月

消防庁危険物保安室

【概要】

日本産業規格の改正に伴い、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年自治省告示第99号。以下「告示」という。）第３条の２において地下配管のコーティングの材料として指定されている規格の名称等を改める必要があるため、告示を改正するものである。

(1) 規格名の修正

「日本産業規格Ｇ3469「ポリエチレン被覆鋼管」」（以下「日本産業規格Ｇ3469」という。）を、「日本産業規格Ｇ3477－１「ポリエチレン被覆鋼管－第１部：外面三層ポリエチレン押出被覆鋼管」、日本産業規格Ｇ3477－２「ポリエチレン被覆鋼管－第２部：外面ポリエチレン押出被覆鋼管」若しくは日本産業規格Ｇ3477－３「ポリエチレン被覆鋼管－第３部：外面ポリエチレン粉体被覆鋼管」」（以下「日本産業規格Ｇ3477群」という。）に改める。

(2) コーティングの方法の修正

「コーティングの厚さが配管の外面から１．５ミリメートル以上であり、かつ、コーティング材料が配管の外面に密着している方法」を、「日本産業規格Ｇ3477－１「ポリエチレン被覆鋼管－第１部：外面三層ポリエチレン押出被覆鋼管」、日本産業規格Ｇ3477－２「ポリエチレン被覆鋼管－第２部：外面ポリエチレン押出被覆鋼管」若しくは日本産業規格Ｇ3477－３「ポリエチレン被覆鋼管－第３部：外面ポリエチレン粉体被覆鋼管」に定める方法」に改める。

【内容・理由】

日本産業規格の改正により、告示において地下配管のコーティング材料の規格として指定されている日本産業規格Ｇ3469が日本産業規格から削除される。日本産業規格Ｇ3477群は、日本産業規格Ｇ3469 の後継として制定されたものであり、３規格合わせて日本産業規格Ｇ3469 と同等又は同等以上の規格である。

また、コーティングの方法については、日本産業規格G3469 に適合する方法であれば、「コーティングの厚さが配管の外面から１．５ミリメートル以上であり、かつ、コーティング材料危険物の規制に関する技術上の基準

の細目を定める告示の一部を改正する件（案）についてが配管の外面に密着している方法」と同等以上の防食効果を有する方法として認めて差し支えない旨を示している（昭和58年消防危第122 号危険物規制課長通知）。日本産業規格Ｇ3469と同等及び同等以上の規格である日本産業規格Ｇ3477 群は、「コーティングの厚さが配管の外面から１．５ミリメートル以上であり、かつ、コーティング材料が配管の外面に密着している方法」と同等以上の防食効果を有する方法といえる。

日本産業規格G3477群及びG3469の比較

	日本産業規格G3477群	日本産業規格G3469
コーティングの材料	ポリエチレン被覆材料は，ポリエチレンに微量の酸化防止剤などを加えた顔料を含まない被覆用のポリエチレンと，カーボンブラック又はその他の顔料を高濃度に配合したポリエチレンとを，一定の割合で混練したものを使用する。	材料は，次による。 a）ポリエチレンは，エチレンを主体とした重 合体であって，微量の滑剤，酸化防止剤などを加えたものも含む。 b）ポリエチレンは，耐候性を向上させるため に，カーボンブラック又はその他の顔料を配合し，均一に分散させたものとする。 c）ポリエチレンの形状は，直管用は粒状又は粉状，異形管用は粉状とする。
密度	920kg/m3以上	915kg/m3以上
硬さ	45HDD以上	40HDD以上
コーティングの方法	（G3477－２） ・適切な方法によってアンダーコート（接着剤及び粘着剤）を塗布又は被覆（通常0.05～0.5mm） ・押出し法によってポリエチレン被覆材料を被覆 （G3477－３） ・粉体状のポリエチレン被覆材料を流動浸せき，スプレー，散布などの方法で被覆 ・適切な方法によって粘着剤を0.1～0.5 mm 塗布 ・押出し法によってポリエチレンを被覆	・適切な方法によって接着剤を0.05～0.3mm又は粘着剤を0.1～0.5 mm塗布 ・押出し法によってポリエチレンを被覆 （異形管の場合） ・ポリエチレンの粉末を流動浸せき，スプレー，散布などの方法で被覆
コーティングの厚さ	1.2mm以上（許容される最低値が1.2mm）	1.5mm以上（±0.3mmの誤差が許容されており、実際は1.2mm以上）

日本産業規格から日本産業規格Ｇ3469 が削除されることが見込まれることに伴い、告示においても日本産業規格Ｇ3469 の後継である日本産業規格Ｇ3477 群に規格を改め、それに併せて告示に定めるコーティングの方法を日本産業規格に記載された方法に改めるため、今回告示を改正するものである。

また、この告示の施行の際に現に消防法第11 条第１項の規定により許可を受けて設置されている製造所、貯蔵所又は取扱所の設備について、本告示改正により技術上の基準に適合しないものとなる場合は、なお従前の例によるとする経過措置を置くこととする。

【施行日】

公布と同日

****

[5] ***健康安全***

◇ヘッドホン使用で若者１０億人に難聴リスク

＜読売新聞　2022 年 11 月 30 日＞　https://yomidr.yomiuri.co.jp/article/20221124-OYTET50010/

世界では危険な音量での音楽聴取により難聴発症のリスクにさらされている若者が１０億人超に上ることが明らかになった。米・Ｍｅｄｉｃａｌ　Ｕｎｉｖｅｒｓｉｔｙ　ｏｆ　Ｓｏｕｔｈ　ＣａｒｏｌｉｎａのＬａｕｒｅｎ　Ｋ．Ｄｉｌｌａｒｄ氏らはシステマチックレビューとメタ解析を実施し、世界的に１２～３４歳の若者におけるヘッドホン、イヤホンなどの使用やコンサート会場などの娯楽施設での危険な音量による音楽聴取頻度を検討。難聴を発症するリスクにある若者は１０億人との結果を ＢＭＪ　Ｇｌｏｂａｌ　Ｈｅａｌ（２０２２；７：ｅ０１０５０１） に報告した。

２０カ国の１２～３４歳１万９，０４６人を解析

世界保健機関（WHO）は、世界の難聴者は４億３，０００万人以上に上ると推計している。規制が十分でない、スマートホン、ヘッドホン、イヤホンなどの個人聴取装置の使用やコンサートなどでの音楽聴取により、若者の耳は特に危険な音量にさらされている。これまでの研究で個人聴取装置ユーザーは音量を１０５ｄＢ以上に設定する場合が多く、娯楽施設での音量の範囲は１０４～１１２ｄＢと、極めて短時間であっても許容レベル（成人８０ｄＢ、小児７５ｄＢ）を超えている。そこでＤｉｌｌａｒｄ氏らはシステマチックレビューとメタ解析を行い、全世界で個人聴取装置の使用または大音量の娯楽施設における危険な音量での音楽聴取による難聴リスクのある若者の人数を推定した。

２０００～２１年に３つのデータベースを検索、２０カ国の１２～３４歳の若者１万９，０４６人の記録３５件（個人聴取装置の使用１７件８，９８７人、大音量の娯楽施設１８件１万５９人）・研究３３件を抽出。個人聴取装置の使用または大音量の娯楽施設参加による危険な音量への曝露率をランダム効果モデルまたはシステマチックレビューを基に推定し、２０２２年の１２～３４歳の世界人口予測値と合わせて世界の難聴リスクがある若者の人数を推定した。

難聴リスクの若者は６億７，０００万～１３億５，０００万人

記録１７件の解析から、プールされた個人聴取装置の使用による危険な音量への曝露率は２３．８１％（９５％ＣＩ　１８．９９～２９．４２％）と推定された。一方、１８件の記録からランダム効果モデルを用いて推定した、大音量の娯楽施設参加による危険な音量への曝露率は確実性が低かった（Ｐ＞０．５０）ことから、全ての研究に適合する二次元モデルを用いてプールされた曝露率を４８．２０％と推定した。

個人聴取装置の使用による危険な音量への曝露率（２３．８１％）、大音量の娯楽施設参加による危険な音量への曝露率（４８．２０％）、２０２２年の１２～３４歳の世界人口（２８億人）を合わせると、危険な音量への自発的な曝露により難聴発症リスクを有する若者は世界で６億７，０００万～１３億５，０００万人に上ると推計された。

Ｄｉｌｌａｒｄ氏らは研究の限界として、研究デザインの多様性、標準化された方法論の欠如を挙げた。また、推定値に影響を及ぼす可能性がある人口統計情報や、一部の国／地域におけるｓａｆｅ　ｌｉｓｔｅｎｉｎｇ（音楽を安全に聴く）規制の最近の変更も考慮されていなかった。同氏は「限界はあるものの、今回の知見は政府、業界、市民が一体となったｓａｆｅ　ｌｉｓｔｅｎｉｎｇの実践による世界的な難聴予防が喫緊の課題であること示唆している」と結論している。

****

[6] ***医薬品等***

◇使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（厚生労働省告示第 352 号）

［官報］　令和 4 年 12 月 8 日　号外　第 261 号　40～44 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20221208/20221208g00261/20221208g002610040f.html

---

◇療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件（厚生労働省告示第 353 号）

［官報］　令和 4 年 12 月 8 日　号外　第 261 号　44 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20221208/20221208g00261/20221208g002610044f.html

****

[7] ***農薬***

◇農薬を登録した件（農林水産省告示第 1946～1948 号）

［官報］ 令和 4 年 12 月 8 日 本紙 第 874 号 3 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20221208/20221208h00874/20221208h008740003f.html

農薬の新規登録 18 件が公示された。

◇農薬の登録が失効した件（農林水産省告示第 1949、1950 号）

［官報］ 令和 4 年 12 月 8 日 本紙 第 874 号 3～4 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20221208/20221208h00874/20221208h008740003f.html

農薬の登録失効 48 件が公示された。

****

[8] ***温暖化対策関係***

◇閉幕した COP27、温室ガス削減加速は難航 問われる日本の本気度

＜朝日新聞 2022 年 12 月 3 日＞ https://www.asahi.com/articles/ASQD1625YQCYUPQJ00Q.html

国連気候変動枠組み条約の第 27 回締約国会議（COP27）が、11 月 6 日から 20 日までエジプトのシャルムエルシェイクで開かれた。欧州連合（EU）を中心に先進国は、温室効果ガスの排出削減を加速させることに交渉の主眼を置いた。排出量が急増している中国やインドなどの新興国を巻き込むねらいだったが、失敗に終わった。

昨年の COP26 では、産業革命前からの気温上昇を 1・5 度に抑えることが事実上の世界目標になった。2025 年には世界全体の排出量を頭打ちにする必要があるとされる。今回、経済成長を重視する中国やインドなどは、1・5 度は努力目標にすぎないと主張。目標が合意文書から消えることも懸念されるなか、なんとか維持できたが、排出削減を強化することは難しかった。

EU などは昨年合意した「石炭火力の段階的削減」から一歩進め、石油や天然ガスも含む「全化石燃料の段階的削減」を提案。欧州のほか米国やオーストラリアなど約 80 カ国が賛同したが、産油国の強い反対で見送られた。

今回の合意文書には、温室効果ガスを削減する重要な手段として再生可能エネルギーとともに「低排出エネルギー（low-emission energy)」が明記された。定義が不明確なため、石炭や石油より二酸化炭素（CO2）の排出が少ない天然ガスなどが「抜け道」として長く使い続けられるおそれがある。

会議では排出削減に消極的とされるサウジアラビアなど産油国の動きが目立った。国際 NGO によると、会議には化石燃料産業の幹部やロビイストら 600 人以上が参加し、石油や天然ガスの必要性を訴えた。来年の COP28 の議長国であるアラブ首長国連邦(UAE)のムハンマド大統領は「世界が石油とガスを必要とする限り供給し続ける」と話す。

ロシアのウクライナ侵略をき…

◇「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の進展状況について

＜環境省 2022 年 12 月 9 日＞ https://www.env.go.jp/press/press_00878.html

---

◇化石燃料への補助金が世界で倍増 脱炭素に逆行「今年はさらに増加」

＜朝日新聞 2022 年 12 月 5 日＞ https://www.asahi.com/articles/ASQC45ST8QC4ULBH001.html

世界的なエネルギー危機に対応するため、各国が化石燃料への補助金を積み増している。経済協力開発機構(OECD)と国際エネルギー機関（IEA）の集計では、2021 年に前年からほぼ倍増した。ガソリンやガス代への補助などもあり、ロシアによるウクライナ侵攻で今年もさらに勢いを増す。6 日、エジプトで始まる国連気候変動枠組み条約第 27 回締約国会議（COP27）を前に、脱炭素と逆行する動きが出ている。

【そもそも解説】元外交官に聞く COP とは？ 脱炭素めぐる「戦場」

昨年の COP26 では産業革命前からの気温上昇を 1・5 度に抑える「1・5 度目標」を確認。また、石炭火力の段階的削減とともに、非効率な化石燃料への補助金の段階的廃止も打ち出された。

化石燃料への補助金は、温室効果ガスの主要な排出源である化石燃料を使うことを助長する。さらに化石燃料インフラの新たな建設や拡大につながる。今後、何年にもわたって化石燃料を使い続けることになり、再生可能エネルギーへの転換が遅れるおそれがある。

だが、エネルギー供給への不安で足元は大きく揺らぐ。OECD と IEA の分析によると、主要 51 カ国・地域で、昨年の化石燃料に対する政府の補助金は 6972 億ドルと前年からほぼ倍増しているという。新型コロナからの経済回復で、エネルギー需要が急増したためだ。

今年はウクライナ侵攻も重なり、燃料価格の上昇がさらにのしかかる。主要国で石炭、石油、天然ガスの生産への補助や、家計を守るとの理由で、消費への補助金を大幅に増やしている。IEA は「22 年はさらに鋭く増加する」と予測する。

日本も補助金　環境相「いつまでも続かないように」

日本でも化石燃料への補助金…

◇ドイツ 3 番目の「大気汚染源」が再稼働　侵攻で揺らぐ欧州の脱炭素化

＜朝日新聞　2022 年 12 月 5 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQC44FM3QC3UHBI027.html

ロシアのウクライナ侵攻に伴うエネルギー危機が、欧州の脱炭素社会をめざす取り組みにブレーキをかけている。地球温暖化対策を先導してきたはずの国々で、何が起きているのか。

ドイツで 3 番目に大きな大気汚染源――。そう呼ばれてきた「イエンシュバルデ火力発電所」は東部コトブス近郊にある。

石炭のうちでも低品質で、二酸化炭素（CO2）の排出も多い「褐炭」が燃料だ。近くの露天掘りの炭鉱から採掘している。

休止した 2 基（出力計 1 千メガワット）が再稼働したのは、10 月上旬だった。

「まだ電力が供給できる状況にあったのは幸いだった。再稼働は経済、国民のために全くもって正しいことだ」と、コトブスのホルガー・ケルヒ市長は話す。

「原発や褐炭を減らしていく政府の構造改革の議論では、エネルギー安全保障が十分考慮されてこなかったのではないか」

イエンシュバルデ発電所は 1980 年代に計 6 基が建てられ、出力は計 3 千メガワット。約 600 万世帯に電気を供給してきた。

気候変動対策を進める政府の方針で、2 基が停止したのはそれぞれ 2018 年秋と 19 年秋だった。その後もドイツの法律に従い、4 年間は緊急時に稼働できるように整備は続けていた。1 基は今年 10 月、その待機期間も終えるはずだった。

それがロシアのウクライナ侵攻で状況は一変した。

ロシアから揺さぶりをかけられたドイツ

エネルギー価格の高騰と、天…

****

[9] ***環境安全関係***

◇（仮称）宮城気仙沼風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について

＜環境省　2022 年 12 月 8 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00916.html

---

◇（仮称）白山三ヶ野太陽光発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について

＜環境省　2022 年 12 月 8 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00874.html

****

[10] ***エネルギー問題***

◇再エネ、あと 2 年で世界最大の電源に　ウクライナ危機で各国が本腰

＜朝日新聞　2022 年 12 月 7 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQD756M7QD7ULFA00X.html

国際エネルギー機関（IEA）は 6 日に公表した報告書で、再生可能エネルギーが 2025 年初めに石炭を抜いて世界最大の電源になるとの見通しを示した。ロシアのウクライナ侵攻が生んだエネルギー危機を背景に、自前で得られる再エネ開発が世界的に進むと分析している。

IEA によると、太陽光や風力などの再エネは、22～27 年の 5 年間で約 2400 ギガワット分増える。過去 20 年分に匹敵する量で、1 年前の予測より 30%多い。急速な伸びを後押しするのは、ウクライナ危機で生じた「エネルギ

一安全保障」の必要性だ。

脱炭素の取り組みが盛んだった欧州は、ロシアの化石燃料への依存を減らす目的が加わり、再エネ投資を加速。中国や米国、インドも注力する。

特に太陽光発電の容量は27…

****

[11] ***その他省庁発表***

◇独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法の一部を改正する法律案

＜文部科学省　2022年12月9日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agnradakyNmHyJbR

****

[12] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・第４回化学物質管理に係る専門家検討会を開催します　　12月15日

＜厚生労働省　2022年12月8日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29553.html

（１）濃度基準値の検討の進め方

（２）濃度基準値の検討

（３）その他

・第４回特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会専門委員会　開催案内　　12月16日

＜厚生労働省　2022年12月9日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E_cDAI-r5I4Z_VWBY

（１）請求事案の審査

（２）その他

・第７回厚生科学審議会感染症部会薬剤耐性(AMR)に関する小委員会　　１２月１２日

＜厚生労働省　2022年12月8日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E_cNec2H1NT6jVyBY

（１）次期薬剤耐性（AMR）対策アクションプランについて

・薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会（オンライン会議）資料　　12月12日

＜厚生労働省　2022年12月9日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=J8M3NLuf0LotyWS1Y

（１）遺伝子組換え食品等及びゲノム編集食品等の審査・届出の状況（報告）

（２）いわゆる「健康食品」との関連が疑われると報告がなされた健康被害情報の取扱いについて

（３）その他

・農薬第二専門調査会（第23回）の開催について（非公開）【12月19日開催】

＜内閣府　2022年12月8日＞

http://www.fsc.go.jp/senmon/nouyaku/annai/nouyaku_annai_dai2_senmon_23.html

（１）農薬（ジメスルファゼット）の食品健康影響評価について

（２）その他

・農薬第四専門調査会（第22回）の開催について（非公開）【12月15日開催】

＜内閣府　2022年12月8日＞

http://www.fsc.go.jp/senmon/nouyaku/annai/nouyaku_annai_dai4_senmon_22.html

（１）農薬（キザロホップエチル）の食品健康影響評価について

（２）その他

・遺伝子組換え食品等専門調査会（第231回）の開催について【12月19日開催】

＜内閣府　2022年12月8日＞　http://www.fsc.go.jp/senmon/idensi/annai/idensi_annai_231.html

（１）遺伝子組換え食品等の安全性評価基準改正の検討について

（２）その他

・食品安全委員会（第882回）の開催について【12月13日開催】

＜内閣府　2022年12月8日＞　http://www.fsc.go.jp/iinkai_annai/annai/annai882.html

（１）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・添加物　１品目　　亜塩素酸水

・動物用医薬品　１品目　　ツラスロマイシン及びケトプロフェンを有効成分とする牛の注射剤（ドラクシン KP）

（２）動物用医薬品専門調査会における審議結果について

・「クロステボル」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

・「トリブロムサラン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

（３）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見について

・農薬「インピルフルキサム」に係る食品健康影響評価について

・農薬「セトキシジム」に係る食品健康影響評価について

・農薬「ピカルブトラゾクス」に係る食品健康影響評価について

・農薬「フルキサピロキサド」に係る食品健康影響評価について

・農薬及び添加物「ジフェノコナゾール」に係る食品健康影響評価について

（４）その他

・「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における算定方法検討会（第５回）」の開催について　12 月 16 日

＜環境省　2022 年 12 月 9 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00921.html

中間取りまとめについて

・子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）「第 12 回エコチル調査シンポジウム」のオンライン開催について　　２月 19 日

＜環境省　2022 年 12 月 9 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00903.html

・第 4 回食物アレルギー表示に関するアドバイザー会議の開催について　　12 月 14 日

＜消費者庁　2022 年 12 月 8 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/031320/

・くるみの義務表示化に向けた検討状況等について

・その他

・2023 年 2 月から 3 月にかけて和歌山市、岩国市、熊本市、小山市にて「高レベル放射性廃棄物の最終処分に関する対話型全国説明会」を開催します　　1 月 14 日～3 月 2 日

＜経済産業省　2022 年 12 月 9 日＞

https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/nuclear/rw/jichitai-setsumei201709r.html

・日本産業標準調査会　標準第一部会　第３４回金属・無機材料技術専門委員会　　12 月 21 日

＜経済産業省　2022 年 12 月 9 日＞

https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/48653

1. 前回議事録の確認について
2. 産業標準の制定について
3. 日本産業規格改正について
4. その他

・除去土壌の再生利用等に関する国際原子力機関（IAEA）専門家会合の実施について

＜環境省　2022 年 12 月 8 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00847.html

国際原子力機関（IAEA）は、環境省の要請を受け、除去土壌の再生利用等に関する専門家会合を実施し、環境省の再生利用、最終処分や理解醸成等に関連した取組全般について議論し、評価や助言等を行います。 第１回会合は来年春頃に開催する予定です。

■ 専門家会合の概要

本会合は、環境省の要請により国際原子力機関（IAEA）が実施するもので、除去土壌の再生利用、最終処分や理解醸成等に関連した枠組として初めて設置するものです。本会合では環境省の取組について議論し、IAEA が国際的な観点から評価や助言等を行うことを目的としております。

■ 今後の予定

第１回会合を来年春頃に開催し、その後も含め、計３回程度会合を開催する予定です。会合では、例えば、減容・再生利用の現状、中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略の進捗、減容・再生利用の一層の推進のために必要となる技術的・社会的観点からの事項などについて議論が行われる予定です（日程や議論の詳細につい

てはIAEAと環境省の間で調整中)。
会合期間中、環境省や専門家などとの意見交換を行うとともに、IAEAによるサイト訪問が福島県において行われる予定です。
なお、本専門家会合の結果については、IAEAが報告書を作成し、環境省に提出、公表される予定です。
・専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議（第27回）の開催について　　12月15日
＜文部科学省　2022年12月9日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agnradakyNmHyJbJ
1. 大学設置基準等の改正を受けた専修学校設置基準の在り方
2. 留学生の卒業後の定着促進に係る現状把握と意見交換
3. 今後のスケジュール
・研究開発基盤部会（第16回）の開催について　　12月15日
＜文部科学省　2022年12月9日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agnradakyNmHyJbL
1. コアファシリティ構築支援プログラム中間評価の評価案　（非公開）
2. その他
・大学院段階の学生支援のための新たな制度に関する検討会議（第4回）開催案内　　12月15日
＜文部科学省　2022年12月9日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agnradakyNmHyJbM
1. 「大学院段階における「授業料の受益後納付」制度（在学中は授業料を徴収せず、卒 業後の所得に応じて納付する新たな制度）の創設について（報告)」(案）の取りま とめについて
・学校施設の防災対策セミナー2022の開催について　　2月7日
＜文部科学省　2022年12月9日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agnradakyNmHyJbQ
　　水害リスクを踏まえた学校施設の水害対策の推進
・「災害・事故に伴う化学物質リスクへの対処をどうするか？」 環境研究総合推進費　戦略的研究開発課題S-17 予定成果講演会のご案内　　2月28日（火）10～16
＜国立環境研究所　2022年12月9日＞　　----＞ *末尾［付録］*
https://www.nies.go.jp/res_project/s17/dsstrchmrisk/2022/index.html
・令和４年度第２回医道審議会医師分科会医学生共用試験部会　　12月14日
＜厚生労働省　2022年12月9日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29440.html
---

[開催記録、報告、資料等]
・薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会新開発食品評価調査会議事録（2022年11月14日）
＜厚生労働省　2022年12月9日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Q6dTUN_7tN5JrQLRY
(1) いわゆる「健康食品」との関連が疑われると報告がなされた健康被害情報の取扱いについて
(2) その他
・医薬品の迅速・安定供給実現に向けた総合対策に関する有識者検討会　　12月9日
＜厚生労働省　2022年12月9日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=s1ejoC8LRC65XfMhY
１．革新的医薬品の迅速な導入について
２．その他
・ALPS処理水に係る海域モニタリング専門家会議（第６回）の開催について　　12月14日
＜環境省　2022年12月9日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00900.html
1. 事前モニタリングの実施状況について
2. モニタリング結果の情報発信について
3. 海洋放出後のモニタリングの強化・拡充の在り方について
4. その他
・第2回脱炭素化実現に向けた日中政策対話を開催しました　　12月6日
＜経済産業省　2022年12月7日＞　https://www.meti.go.jp/press/2022/12/20221207007/20221207007.html
・大学院段階の学生支援のための新たな制度に関する検討会議（第3回）議事録　　11月11日
＜文部科学省　2022年12月8日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agnnadajqTc2fnbF

・中央教育審議会大学分科会大学振興部会（第７回）配布資料　　12 月 6 日
＜文部科学省　2022 年 12 月 8 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agnnadajqTc2fnbI
(1)「出口における質保証」に関する審議
(2)　「学生保護の仕組みの整備」に関する審議
(3) その他
・モデル・コア・カリキュラム改訂に関する連絡調整委員会（第５回）議事録　　11 月 7 日
＜文部科学省　2022 年 12 月 8 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agnnadajqTc2fnbJ
1. 医学/歯学教育モデル・コア・カリキュラム（案）について
2. その他
****

[13] ***その他***

◇インフルエンザ、感染症関係

・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（法律第 96 号）
　　［官報］　令和 4 年 12 月 9 日　号外　第 262 号　18～50 頁
　　https://kanpou.npb.go.jp/20221209/20221209g00262/20221209g002620018f.html
あらまし　　3～14
　　https://kanpou.npb.go.jp/20221209/20221209g00262/20221209g002620003f.html
----＞ *末尾［付録］*

・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第 377 号）
　　［官報］　令和 4 年 12 月 9 日　号外　第 262 号　59～60 頁
　　https://kanpou.npb.go.jp/20221209/20221209g00262/20221209g002620059f.html
あらまし　　15
◇感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第三七七号）　（厚生労働省）
一　地域保健法施行令の一部改正関係
　事業成績の報告に関する規定を改めることとした。（第二条関係）
二　予防接種法施行令の一部改正関係
　１　予防接種を行う医師の氏名等の公告に関する規定を削ることとした。（第三条関係）
　２　予防接種法第二七条第二項による国庫の負担について、その対象となる経費の内容を定めることとした。（第三条関係）
三　医療法施行令の一部改正関係
　医療法第三〇条の四第一〇項に規定する政令で定める事情として、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第一六条第二項に規定する新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われたことを追加することとした。（第四条関係）
四　地方自治法施行令の一部改正関係
　指定都市が行う病床の特例許可に関する事務の読替規定について、所要の規定の整備を行うものとした。（第七条関係）
五　施行期日
　この政令は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした

・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（厚生労働省令第 165 号）
　　［官報］　令和 4 年 12 月 9 日　号外　第 262 号　75～95 頁
　　https://kanpou.npb.go.jp/20221209/20221209g00262/20221209g002620075f.html
----

・インフルエンザの発生状況
＜厚生労働省　2022 年 12 月 9 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=e59ra0fDj0ZxlTfpY
・インフルエンザに関する報道発表資料
＜厚生労働省　2022 年 12 月 9 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Q6dTUN_7tN5JrQjRY

・マラリア、21 年は死者微減　感染者は微増、治療にコロナ影響
＜共同通信　2022 年 12 月 8 日＞　https://www.47news.jp/news/8668750.html
　世界保健機関（WHO）は 8 日、蚊が媒介する感染症のマラリアによる死者が 2021 年は 61 万 9 千人で、20 年の 62 万 5 千人から微減したとの推計を発表した。21 年の感染者は 2 億 4700 万人で、20 年の 2 億 4500 万人から微増となった。
　マラリアの死者数は減少基調が続いてきたが、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行で医療機関が逼迫したことで、20 年は前年比で 1 割強も増加。21 年も診察や治療態勢が影響を受けたほか、物流の停滞で感染予防に有効な蚊帳の配布も滞るなどしており、死者・感染者が高止まりする傾向が続いた。

・仏若者、コンドーム無料に　大統領発表、性感染症対策
＜共同通信　2022 年 12 月 9 日＞　https://nordot.app/973686879214993408
https://news.yahoo.co.jp/articles/133833ec463370a8fe15c6228c159c424c288160
　フランスのマクロン大統領は 8 日、若者の性感染症対策を強化するため、来年 1 月 1 日から 18～25 歳は薬局でコンドームを無料入手できるようにすると明らかにした。フランスのメディアが伝えた。
　フランスでは医師や助産師の処方箋があれば社会保険でコンドーム購入費の還付を受けられるが、さらに入手を容易にする。マクロン氏は中西部ポワチエ近郊で開かれた若者の保健をテーマにした会合で「(性感染症) 予防の小さな革命となる」と述べた。
　また子宮頸がんを予防するヒトパピローマウイルス（HPV）ワクチンを男子、女子ともに接種する必要があると強調。

・飼養鳥における高病原性鳥インフルエンザ発生状況について　（疑い事例、福岡県福岡市）
＜環境省　2022 年 12 月 8 日＞　https://www.env.go.jp/press/111118_00058.html
・飼養鳥における高病原性鳥インフルエンザ発生状況について（疑い事例、和歌山県白浜町）
＜環境省　2022 年 12 月 8 日＞　https://www.env.go.jp/press/111118_00057.html
・飼養鳥における高病原性鳥インフルエンザ発生状況について（陽性確定　和歌山県白浜町(飼養鳥国内３例目)）
＜環境省　2022 年 12 月 9 日＞　https://www.env.go.jp/press/111118_00060.html
・野鳥における高病原性鳥インフルエンザ発生状況について　（陽性確定、北海道厚真町（野鳥国内 101 例目））
＜環境省　2022 年 12 月 9 日＞　https://www.env.go.jp/press/111118_00059.html
・鹿児島県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について
＜農林水産省　2022 年 12 月 8 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/221208.html
・山形県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について
＜農林水産省　2022 年 12 月 8 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/221208_1.html
・愛知県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について
＜農林水産省　2022 年 12 月 8 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/221208_2.html
・佐賀県で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内 26 例目）の遺伝子解析及び NA 亜型の確定について
＜農林水産省　2022 年 12 月 9 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/221209.html
・愛知県で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内 25 例目）の遺伝子解析及び NA 亜型の確定について
＜農林水産省　2022 年 12 月 9 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/221209_1.html

・鹿児島県で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内 27 例目）の遺伝子解析及び NA 亜型の確定について
＜農林水産省　2022 年 12 月 9 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/221209_2.html
・鹿児島県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について
＜農林水産省　2022 年 12 月 9 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/221209_3.html
---

◇*新化学物質、化学物質新利用技術等*
・痛風の炎症、細胞内たんぱく質が関与　新たなメカニズムを解明―大阪大
＜朝日新聞　2022 年 12 月 9 日＞
https://www.jiji.com/jc/article?k=2022120900111&g=soc&utm_source=top&utm_medium=topics&utm_campaign=edit
　大阪大大学院医学系研究科の辻本考平特任助教らの研究チームは９日までに、痛風で炎症が起きる過程で、細胞内の「ラギュレーター複合体」と呼ばれるたんぱく質が関与していることが新たに分かったと発表した。この複合体の働きを抑える薬が開発されれば、痛風や動脈硬化症などの治療につながる可能性があるという。研究成果は欧州分子生物学機構の専門誌に掲載された。
　細胞は、尿酸などが内部に侵入すると「異物」と認識し、対応するための物質「インフラマソーム」を活性化させる。この物質は体の防御に有効だが、痛風などさまざまな病気で炎症を引き起こす面もあり、働きを制御する研究が進んでいる。
　研究チームは、ラギュレーター複合体がインフラマソームの働きを制御しているとみて、同複合体を十分働かないようにしたマウスに痛風を発症させる実験を実施。すると、通常のマウスに比べ、痛風の炎症が軽くなった。
　さらに、脂質異常症などの治療に使われる合成型ビタミンＥ「αトコフェロール」を投与すると、炎症が軽減された。辻本特任助教は「合成型ビタミンＥの他にも、ラギュレーター複合体を標的にした薬剤を開発すれば、治療への応用が期待できる」と話している。

◇*その他*
・学術会議会員選考「新ルールで」と政府要請
＜共同通信　2022 年 12 月 8 日＞　https://www.47news.jp/news/8668499.html
　政府は８日、日本学術会議の次期会員選考に関し、第三者の関与などを盛り込んだ新しいルールの下で行うよう会議側に求めた。来年の通常国会に関連法の改正案を提出する。学術会議側は反発している。
****
[付録]
◇シリカやケイ素を摂取できるとうたった飲料、健康食品等に関する調査
－ケイ素の摂取は美容や健康に良い？－
＜国民生活センター　2022 年 12 月 7 日＞　https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20221207_2.html
　「シリカ」はケイ素を構成元素として含んだ物質で、「シリカ」または「ケイ素」を多く含むとされるペットボトル入りの飲料水や健康食品、水に入れて「シリカ」または「ケイ素」を多く含む水ができるというスティックなどの商品が、美容や健康に良いとうたわれて販売されています。
　ケイ素は、市販の飲料水や水道水をはじめ、多くの食品にも含まれている元素で、普段の食生活で意識せずに摂取しています。人の骨や髪、皮膚などを構成している元素のひとつですが、現時点では一日当たりに摂取が必要なケイ素の量は明確にはなっておらず、美容や健康増進などに対する具体的な有効性については、必ずしも明らかにはなっていません。2022年6月には、ケイ素に関連して合理的な根拠なくさまざまな効果を広告したとして、消費者庁により景品表示法に係る措置命令が行われるという事例がありました（注）。
　PIO-NET（パイオネット：全国消費生活情報ネットワークシステム）には、シリカまたはケイ素を含む飲料水や健康食品等に関する相談が、2017年度からの過去5年半で429件寄せられており（2022年9月30日までの登録分）、中には「子どものアトピーに効くとの体験談を信じてケイ素水をネット通販で購入したが、効果がない。」、「ケ

イ素のパウダーを飲み続けているが、何の効果もない。このまま飲み続けていても大丈夫なのか。」といった、有効性や安全性に関する相談も寄せられています。

そこで、シリカやケイ素を多く摂取できることをうたった、ペットボトル入り飲料水10銘柄、水などで希釈して摂取する濃縮液3銘柄、水に入れてシリカまたはケイ素を含む飲料水ができるとうたったスティックや固形物（以下、「生成器」とします。）4銘柄、錠剤状の健康食品3銘柄について、シリカやケイ素に係る表示、広告、含有量等を調査するとともに、ケイ素の摂取に関する情報を取りまとめ、消費者に情報提供することとしました。

（注）「沖縄特産販売株式会社に対する景品表示法に基づく措置命令について」（消費者庁）（2022年6月1日）

ケイ素とは

ケイ素は地殻中で酸素に次いで存在量が多いとされる元素で、ケイ酸塩や二酸化ケイ素といった他の元素と結合した形で岩石、土壌を構成しており、水道水のほか、食品にも含まれています。ケイ素の摂取量については、「推奨量」などの基準は設けられていません。ケイ素は人の体内の微量ミネラルとして、骨の形成に関与していますが、有効性について信頼できる十分な情報は見当たらないとされています。

テスト結果

表示、広告の調査

摂取による効果等

商品またはシリカやケイ素の摂取は美容や健康増進等に効果がある旨の記載や、シリカやケイ素の積極的な摂取が必要と受け取れる記載がみられる銘柄がありました。

商品またはシリカやケイ素の摂取について、医薬品的な効能効果や健康保持増進効果等があると受け取れる記載がみられる銘柄があり、医薬品医療機器等法、健康増進法、または景品表示法上問題となるおそれがありました。

シリカやケイ素の含有濃度や含有量

商品本体等、販売者等のウェブサイトのいずれにも、商品のシリカやケイ素の含有濃度や含有量の記載がみられない銘柄がありました。

商品や調製した水の一日に摂取する目安の量

半数近くの銘柄で、商品本体等か販売者等のウェブサイトのいずれかに、商品または調製した水の一日に摂取する目安の量の記載がありました。

食品表示

飲料水や濃縮液の中には、商品本体等の栄養成分表示や原材料表示に不備がある銘柄があり、これらは食品表示法に抵触すると考えられました。

ケイ素の含有濃度等の調査

飲料水

ケイ素の含有や摂取がうたわれていない市販のミネラルウォーターよりもケイ素が多く含まれていましたが、ケイ素の含有濃度が表示濃度より大幅に低い銘柄があり、食品表示法、または景品表示法上問題となるおそれがあると考えられました。

生成器

調製した水のケイ素の濃度が、表示されていた最大とされる濃度よりも大幅に低い銘柄があり、景品表示法上問題となるおそれがあると考えられました。

濃縮液、健康食品

健康食品で、記載されている一日に摂取する目安の最大量を摂っても、ほとんどケイ素を摂取できない銘柄があり、景品表示法上問題となるおそれがあると考えられました。

重金属類

飲料水及び生成器で調製した濁りのない水

鉛、カドミウム、ヒ素、水銀の濃度がミネラルウォーター類の成分規格の基準を超えるものはありませんでした。

濃縮液及び健康食品、生成器で調製した濁りのある水

商品自体または調製した水を、各銘柄の一日に摂取する目安の最大量を毎日摂取した場合でも、鉛、カドミウム、ヒ素、水銀により健康被害が出るリスクは高くはないと考えられました。

消費者へのアドバイス

シリカやケイ素の摂取量は、通常の食事等からの摂取で不足することはないと考えられており、多く摂取することの有効性については明確な情報は見当たりません。商品を購入、利用するときは必要性をよく検討しましょう。

啓発資料

画像：啓発資料「シリカやケイ素を摂取できるとうたった飲料、健康食品等に関する調査」

シリカやケイ素を摂取できるとうたった飲料、健康食品等に関する調査[PDF形式](513KB)

事業者への要望

栄養成分表示や原材料表示に不備がある銘柄があり、食品表示法に抵触するおそれがありましたので、表示の改善を要望します。

商品本体等や販売者等のウェブサイトにおいて、商品またはシリカやケイ素の摂取について、医薬品的な効能効果や健康保持増進効果等があると受け取れる記載がみられました。これらは医薬品医療機器等法、健康増進法、または景品表示法上問題となるおそれがあると考えられましたので、表示、広告の改善を要望します。

ケイ素の含有濃度が表示より大幅に低い銘柄、調製した水のケイ素の濃度が、記載されていた最大とされる濃度に遠く及ばなかった銘柄がありました。これらは食品表示法、または景品表示法上問題となるおそれがあると考えられましたので、商品または表示、広告の改善を要望します。

行政への要望

栄養成分表示や原材料表示に不備があると考えられる銘柄があり、食品表示法に抵触するおそれがありましたので、事業者への指導等を要望します。

商品本体等や販売者等のウェブサイトにおいて、商品またはシリカやケイ素の摂取について、医薬品的な効能効果や健康保持増進効果等があると受け取れる記載がみられました。これらは医薬品医療機器等法、健康増進法、または景品表示法上問題となるおそれがあると考えられましたので、事業者への指導等を要望します。

ケイ素の含有濃度が表示より大幅に低い銘柄、調製した水のケイ素の濃度が、記載されていた最大とされる濃度に遠く及ばなかった銘柄がありました。これらは食品表示法、または景品表示法上問題となるおそれがあると考えられましたので、事業者への指導等を要望します。

◇消費者問題に関する 2022 年の 10 大項目

＜国民生活センター　2022 年 12 月 7 日＞　https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20221209_1.html

国民生活センターでは、毎年、消費者問題として社会的注目を集めたものや消費生活相談の特徴的なものなどから、その年の「消費者問題に関する10大項目」を選定し、公表しています。

2022年は、改正民法の施行により成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたことや、SNSやマッチングアプリをきっかけとした消費者トラブル、霊感商法への対応の強化などに注目が集まりました。

2022年の10大項目

・18歳から大人に　4月から改正民法施行
・SNSやマッチングアプリをきっかけに　詐欺的トラブル目立つ
・海産物の送り付け商法　高齢者の割合も高く
・ウクライナ情勢を悪用　詐欺やトラブル発生
・霊感商法　対策検討会で提言まとめる
・生活必需品の値上げ相次ぐ　急激な円安も
・新型コロナウイルス感染症の一般用抗原定性検査キット初承認、ネットでの購入も
・再発、子どもの誤飲事故　折りたたみ式踏み台による負傷事故も
・消費者契約法・消費者裁判手続特例法　通常国会で改正
・消費生活相談のデジタル化　アクションプランを公表

◇コロナ「２類相当」見直し議論本格化　「５類」に？なぜ今？　*上記［2］関係*

＜NHK　2022 年 12 月 7 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20221207/k10013915481000.html

新型コロナの感染症法上の扱いの見直しに向けた議論が始まっています。

現在は「2 類相当」ですが、季節性インフルエンザと同じ「5 類」への引き下げも含めて、議論が本格化する見通しです。
もし「5 類」になった場合、どうなるの？社会的な制限が減る一方で、ワクチン接種や医療費などの負担が増える？今後の議論の見通しは？
Q&A 方式でまとめました。

Q.そもそも「2 類」「5 類」って何？

感染症法では、ウイルスや細菌を重症化リスクや感染力に応じて原則「1 類」から「5 類」に分け、国や自治体が行うことができる措置の内容を定めています。
「1 類」はかかった場合に命の危険がある危険性が極めて高い感染症としてエボラ出血熱やペストなどが分類されます。
「2 類」には重症化リスクや感染力が高い「結核」や「重症急性呼吸器症侯群＝SARS」などがあり、地方自治体は感染者に就業制限や入院勧告ができ、医療費は全額、公費で負担します。
入院患者は原則、感染症指定医療機関が受け入れ、医師はすべての感染者について発生届け出を保健所に届けなければならないとされています。
一方、「5 類」には「季節性インフルエンザ」や「梅毒」などがあり、地方自治体は就業制限や入院勧告の措置がとれないほか、医療費は一部で自己負担が発生します。
一般の医療機関でも入院患者を受け入れ、医師の届け出は 7 日以内とされ、患者の全数報告は求められていません。

Q.どうして今、見直しの議論を進めるの？

新型コロナウイルスは当初は特性が分からなかったため「2 類相当」とされましたが、おととし 2020 年の 2 月に法改正で 5 つの類型に入らない「新型インフルエンザ等感染症」に位置づけられ、外出自粛要請など「2 類」よりも厳しい措置がとれるほか、緊急事態宣言のような強い行動制限ができるようにしていました。
また、感染対策を取っていれば、都道府県の指定で一般の病床でも患者を受け入れることができるようにもなりました。
その後、「第 6 波」や「第 7 波」で拡大したオミクロン株は従来株と比べて重症化率が低い傾向にあったことやオミクロン株に対応したワクチン接種が始まったことなどを受け、患者の療養期間が見直されたほか、感染者の全数把握も簡略化され、水際対策も緩和されました。
こうした中、今月 2 日に成立した改正感染症法の付則に新型コロナの感染症法上の位置づけについて速やかに検討する規定が追加されたことを受けて、厚生労働省は季節性インフルエンザと同じ 5 類への引き下げも含め、見直しに向けた議論を本格化していく方針を示しました。
そして、専門家に病原性や感染力、ウイルスの変異の可能性について検証するよう求めました。

Q.もし「5 類」に引き下げるとどうなるの？

仮に 5 類となった場合、原則、感染症指定医療機関に限られている入院患者の受け入れが一般の医療機関でも対応可能になります。
今後、感染が拡大した場合、これまでより病床のひっ迫は軽減することが期待されますが、新たに入院患者を受け入れる医療機関には院内での感染リスクを減らす対応が求められることになります。
一方で、感染対策が不十分な場合など、実際には患者を受け入れることができない医療機関もあるのではと懸念されています。
また、5 類に見直された場合、全額公費負担としている検査と入院治療費について、保険適用以外の費用が原則自己負担となるため、受診控えや感染発覚が遅れてしまうケースも懸念されます。
このほか、入院勧告や濃厚接触者の待機など行動制限ができなくなるため、感染した場合には周囲に広げないよう行動することを国民に理解してもらうことも求められます。
これについて日本医師会の釜萢敏常任理事は「今後の状況もわからない中では公費の対応を大幅にやめるというのは反対。5 類というよりも適切な対応方法を新たに組み直すのが適切だ」と指摘しています。

Q.新型コロナの「致死率」は下がった？

感染者数に占める亡くなった人の割合「致死率」は、国内で初めて感染が確認されたおととし 2020 年 1 月からの

「第１波」では5.34%でしたが、重症者に対する治療法が進歩したことなどもあり、その年の夏の「第２波」では0.93%となりました。
その後、去年2021年の年明け以降の「第３波」では、急速な拡大が見られて医療体制がひっ迫したこともあり、1.82%と再び高くなりました。
さらにイギリスで最初に確認された変異ウイルス、アルファ株が広がった去年春の「第４波」では1.88%だったのが、去年夏、「デルタ株」が広がりさらに大きな感染拡大となった「第５波」では、比較的若い世代でも重症化する人が出るなどして亡くなる人は増えた一方、軽症や無症状の感染者も増加したため、致死率は0.32%でした。
そして、感染力の高いオミクロン株が広がったことし初めからの「第６波」以降にはそれ以前とは異なる規模での感染拡大が起き、亡くなる人も増えましたが、それ以上に感染者数の増加が桁違いに大きく致死率はさらに下がりました。
致死率は第６波では0.17%、ことし夏の第７波では0.11%と大幅に下がっています。
専門家は、感染の主流がオミクロン株に変わって、持病がない若い世代を中心に軽症で済む人も多くなったこと、ワクチン接種が進んで重症化する人の割合が減少したことなどが背景にあるとしています。
ただ、致死率は下がりましたが、感染者数が爆発的に増加したため、新型コロナに感染して亡くなった人の数はオミクロン株が拡大したことしが最も多く３万1000人あまりとなっていて、これまでの３年近くに感染して亡くなった人のうちの６割あまりを占めています。

Q.専門家からはどんな指摘が出てる？

専門家は「2類相当」から変更する際には、新型コロナに感染した人のうちの亡くなった人の割合「致死率」の低下だけでなく、ワクチンや治療薬の状況や主流となる変異ウイルスの性質、それに医療への影響を考慮すべきだとしています。
社会経済活動を進めながらコロナ対策を行う方向性は共有した上で、コロナを「5類」の感染症、いわば一疾病として扱えるようにするためには条件があるとしていて、政府分科会の尾身茂会長はことし７月、NHKのインタビューでワクチンが広く接種されること、安価でアクセスしやすい治療薬があること、なるべく多くの医療機関が感染者の診療にあたるようにすることなどを挙げました。
こうした条件の現在の状況についてみてみると、ワクチンの接種率は首相官邸のウェブサイトによりますと、今月６日公表の時点で１回目の接種が81.4%、２回目の接種が80.4%とともに８割を超えているほか、３回目の接種も67.1%に上っています。
ただ、年内に希望する人への接種を行うとしているオミクロン株に対応したワクチンの接種率は、22.1%にとどまっています。
また、治療薬については軽症の段階で使える飲み薬が出ていて、重症化リスクのある人を対象に処方されるものとしてアメリカの製薬大手「メルク」が開発した「ラゲブリオ」とアメリカの製薬大手「ファイザー」が開発した「パキロビッドパック」が使われているほか、11月には重症化リスクがない人でも使える初めての薬として、「塩野義製薬」の飲み薬「ゾコーバ」が緊急承認され、処方が始まっています。
さらに医療の体制については、現在では一般の医療機関でも感染対策を取った上で新型コロナの患者の診療を行うことが可能になっていて、各都道府県が地域のクリニックなどコロナ診療が可能な医療機関名を一覧にして公表するなど、受診できる医療機関の数は増えています。
一方で、専門家からはこうした条件に加えて、変異を繰り返してきた新型コロナウイルスの今後の変化やこれまでの感染やワクチンによって得られた免疫の状況の変化なども考慮すべきだという意見も出されています。
ことし10月、東北大学の押谷仁教授や京都大学の西浦博教授などは厚生労働省の専門家会合に今後の見通しを示す文書を提出し、今後、オミクロン株の「BA. 5」に変わる新たな変異株の急速な拡大やワクチン接種率が思うように伸びず高齢者を中心にワクチンや自然感染による免疫が弱まることで、重症化率や致死率が再び高まる可能性もあるとして注意を呼びかけました。
また、11月30日に開かれた厚生労働省の専門家会合のあとの記者会見で、脇田隆字座長は「コロナウイルスの感染は、これまで呼吸器疾患を重症化させるという傾向があったが、心血管疾患の合併症が多く、循環器の病気になっているのではという意見も出てきている」と述べ、病気の性質の変化を注視する必要性を指摘しています。
Q.今後の議論の見通しは？

分類の見直しに向けた議論について、厚生労働省は具体的な取りまとめの時期は決まっていないとしています。
今後は専門家による病原性などの検証結果を踏まえ、公費負担のあり方など具体的な検討が進められるとみられています。
あわせて、現在無料で行われているワクチン接種をどうするのかについても検討が行われるとみられます。
分類を５類に変える場合は厚生労働省の専門家部会にはかったうえで省令改正を行う必要があります。
予算措置で治療費などを公費で負担することも考えられます。
新たな分類を作る場合は感染症法の改正が必要となるため、国会での審議が必要になります。
――――――――――――――――――

◇感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（法律第 96 号）

［官報］　令和４年 12 月９日　号外　第 262 号　18～50 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20221209/20221209g00262/20221209g002620018f.html

あらまし　　3～14

https://kanpou.npb.go.jp/20221209/20221209g00262/20221209g002620003f.html

上記［13］関係

◇感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（法律第九六号）（厚生労働省）

―紙面の都合上、見出しのみ、掲載した。＜ACSES 事務局＞―

一　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正関係

1　医薬品の確保に係る国の責務
2　第一種協定指定医療機関及び第二種協定指定医療機関
3　基本指針及び予防計画
4　都道府県連携協議会
5　電磁的な方法による届出等の努力義務等
6　疑似症サーベイランスの拡大
7　厚生労働大臣による健康監視業務の代行
8　都道府県と一般市町村の間の情報共有
9　診療に関する学識経験者の団体に対する協力要請等
10　公的医療機関等の医療の提供の義務等及び医療措置協定
11　病原体等の検査を行っている機関等における検査等措置協定
12　流行初期医療確保措置等
13　健康観察の委託等
14　新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者及び新感染症外出自粛対象者の医療に要する費用負担
15　新型インフルエンザ等感染症の患者等の検体等を収集する仕組みの整備
16　新型インフルエンザ等感染症の患者等の退 院等の届出
17　他の都道府県知事等による応援等
18　厚生労働大臣による総合調整
19　指定感染症に係る規定の整備
20　感染症対策物資等の生産等に関する要請等
21　感染症及び病原体等に関する調査及び研究並びに医薬品の研究開発の推進等
22　匿名感染症関連情報の利用又は提供等
23　都道府県及び国の補助等
24　都道府県知事による総合調整及び指示

二　地域保健法の一部改正関係

1　地域保健対策の推進に関する基本的な指針
2　業務支援員の要請等
3　地域保健に関する調査及び研究並びに試験及び検査に関する措置

三　予防接種法の一部改正関係
　１　臨時の予防接種の見直し
　２　電子対象者確認
　３　予防接種済証
　４　予防接種の勧奨及び予防接種を受ける努力 義務に関する規定の適用除外
　５　予防接種に関する記録
　６　資料の提供等
　７　予防接種の有効性及び安全性の向上に関す る調査等
　８　匿名予防接種等関連情報の利用又は提供等
　９　損失補償契約
四　地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の一部改正関係
五　医療法の一部改正関係
　１　医薬品等に係る報告徴収
　２　地域医療支援病院及び特定機能病院の承認 取消事由の追加
　３　医療計画と予防計画等との整合性の確保
　４　病床の特例許可等
　５　災害・感染症医療確保事業に係る人材の確保等
六　検疫法の一部改正関係
　１　船舶の検疫実施場所の追加
　２　船舶等の長に対する書類の提示又は写しの 提出の求め
　３　検疫所長等による情報の提出の求め
　４　検疫感染症等の発生又はまん延を防止する 掴 ための指示
　５　新型インフルエンザ等感染症等に係る隔離 及び停留の措置に係る入院の委託先
　６　隔離及び停留の措置に係る移送
　７　新型インフルエンザ等感染症の病原体に感染したおそれのある者に対する宿泊施設での待機の要請
　８　新型インフルエンザ等感染症の病原体に感染したおそれのある者の居宅等での待機の指示等
　９　宿泊施設の提供等の協力
　10　医療機関との協定の締結
　11　入院の委託先の調整に係る検疫所長と都道 府県知事の連携
　12　関係行政機関の協力
七　新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部
　１　住民に対する予防接種の対象者等 改正関係
　２　検体採取の実施の要請等
　３　予防接種等の実施の要請等
　４　歯科医師への検体採取又は注射行為の実施の要請等
　５　診療放射線技師等への注射行為の実施の要請等
　６　国及び都道府県は、２の(一)若しくは３の(一)の要請に応じ、又は２の(二)若しくは３の(二)の指示に従って検体採取又は予防接種等を行う医療関係者、４の(一)の要請に応じて検体採取又は注射行為を行う歯科医師及び５の(一)の要請に応じて注射行為を行う診療放射線技師等に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償しなければならないものとした。(第六二条第二項及び第三項関係)
八　健康保険法の一部改正関係
　１　全国健康保険協会は、健康保険法第七条の二第二項各号に掲げる業務のほか、一の 12 の(六)の流行初期医療確保拠出金等の納付に関する業務を行うものとした。　(第七条の二第三項関係)
　２　保険医療機関又は保険薬局は、新型インフルエンザ等感染症その他の感染症に関する医療の実施について、国又は地方公共団体が講ずる措置に協力するものとした。　(第七〇条第四項関係)
　３　健康保険事業に要する費用等について、一の 12 の(六)の流行初期医療確保拠出金等を対象とするものとし

た。

九　船員保険法の一部改正関係

一〇　国民健康保険法の一部改正関係

一一　高齢者の医療の確保に関する法律の一部改 正関係

一二　施行期日等

１　検討

２　経過措置及び関係法律の整備

３　施行期日

この法律は、令和六年四月一日から施行することとした。ただし、次に掲げる事項は、それぞれ次に定める日から施行することとした。　（附則第一条関係）

◇「災害・事故に伴う化学物質リスクへの対処をどうするか？」 環境研究総合推進費　戦略的研究開発課題 S-17 予定成果講演会のご案内　　2 月 28 日（火）10～16　　*上記［12］関係*

＜国立環境研究所　2022 年 12 月 9 日＞

https://www.nies.go.jp/res_project/s17/dsstrchmrisk/2022/index.html

会場とオンライン（Zoom）によるハイブリット開催

日　　時	2023 年 2 月 28 日（火）10:00～16:00
開催方法	会場とオンライン（Zoom）によるハイブリット開催
会　　場	航空会館７階大ホール 〒105-0004 東京都港区新橋 1-18-1
定　　員	現地参加：約 100 名（オンライン参加含めた総参加可能人数：500 名）
主　　催	国立研究開発法人国立環境研究所
共　　催（予定）	株式会社堀場製作所、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所
後　　援（予定）	国立保健医療科学院、国立大学法人大阪大学、学校法人明治大学、 国立大学法人横浜国立大学、国立医薬品食品衛生研究所、 国立研究開発法人産業技術総合研究所、国立大学法人東京医科歯科大学、 公益財団法人東京都環境公社、　大阪府

概要

災害・事故に伴う化学物質リスクへの懸念はおそらく広く認識されていると思います。近年、我が国では危険物施設の火災及び流出事故は増加傾向にあり、環境汚染の視点からの対応が求められますが、その方法や体制は十分に確立されているとは言えません。特に、化学物質が施設外の一般環境に流出した場合、あるいは更には懸念される南海トラフ巨大地震のような際に大規模あるいは複合的な流出事象が発生した場合に、自治体や科学者集団がどのように連携し、どのような方法で対処していくのか、水濁法などの措置はありますが対応範囲は限定的と思われ、広く多様なケースに対応すべき体系的な検討が不足していることが課題です。

私たちは、環境研究総合推進費における戦略的課題 S-17「災害・事故に起因する化学物質リスクの評価・管理手法の体系的構築に関する研究」において、多くの研究者による共同研究として、災害・事故に起因する化学物質リスクの評価・管理手法を様々な専門分野と角度から開発する研究課題を進めてきました。

本講演会では、S-17 課題における成果、特に災害・事故に伴う化学物質リスクへの対処において必要となる調査あるいは評価技術を開発した成果、また、開発された知見や技術を効果的に引き出し活用するために構築した情報基盤の機能を紹介します。後半では、開発中の情報基盤を実際に操作していただき、どのように技術を活用

できるのか、また、開発中の課題へのご意見もいただき、最終的に広く活用可能な成果とするために生かしたいと思っております。

ご関心の皆様のご参加をお待ちしております。

環境研究総合推進費　戦略的研究開発課題 S-17　研究班メンバー一同

環境研究総合推進費 S17 課題ホームページ

https://www.nies.go.jp/res_project/s17/index.html

プログラム（予定）

（＊プログラムの内容は、予告なく変更する場合があります。予めご了承ください。）

時刻	内　　容	発表者
10:00	開会と趣旨説明	
	開催趣旨	国立環境研究所　鈴木規之
	環境省挨拶	環境省環境保健部環境安全課　高澤哲也課長
	災害・事故での化学物質管理の考え方	国立環境研究所　鈴木規之
	災害・事故での化学物質リスク情報基盤	国立環境研究所　今泉圭隆
10:40	災害・事故での非定常環境の考え方と事例	
	シナリオと対策オプション	大阪大学　東海明宏
	非定常状態における健康リスク評価に向けた新たな知見	明治大学　川口真以子
	さまざまな事例と経験	国立環境研究所　小山陽介 産業技術総合研究所　小野恭子
11:20	曝露と影響の予測	
	水道における原因同定と対応	国立保健医療科学院　浅見真理
	災害･事故事象に対応する迅速拡散予測手法の開発	産業技術総合研究所　恒見清孝
	発生直後対応のための情報の統合	東京医科歯科大学　高橋邦彦
12:00	休憩	
13:00	災害・事故での化学物質の監視・分析技術	
	多成分同時分析を可能とする可搬型分析装置の開発	堀場製作所　井ノ上哲志
	水質事故時の迅速分析手法の開発と連携体制の構築	国立医薬品食品衛生研究所　小林憲弘
	GC-MS を用いる半揮発性物質の汎用自動同定定量システムの開発	国立環境研究所　中島大介
	事故･災害等で懸念される物質群のうち難揮発性物質への網羅分析手法の開発	東京都環境科学研究所　西野貴裕
	包括的な汚染監視	国立環境研究所　橋本俊次

14:00	対策への取り組み	
	排出推定と自治体の取り組み	大阪府立環境農林水産総合研究所　中村智
	環境中に流出した化学物質の除去技術（仮）	大阪大学　井上大介
	災害・事故時における化学物質の個人曝露量把握方法	横浜国立大学　三宅祐一
14:40	休憩	
15:00	災害・事故での化学物質リスク対応のための情報基盤と演習	
	情報基盤上での紹介技術の展開	国立環境研究所　今泉圭隆 東京医科歯科大学　高橋邦彦
	情報基盤の演習	国立環境研究所　鈴木規之、今泉圭隆、 小山陽介、他研究班メンバー全員 講演会参加者
15:55	閉会あいさつ	大阪府立環境農林水産総合研究所　中村智
16:00	閉会	

申し込み方法

参加をご希望の方は、参加登録フォームより必要事項を記載の上お申込みください。

参加登録フォーム　（登録締め切り：2023 年 2 月 20 日（月）17 時まで）

https://project.nies.go.jp/events/S17sympo/form.cgi

なお、会場参加とオンライン参加の登録は、それぞれ定員に達した段階で締め切りますのでお早目の登録をお願いいたします。

問い合わせ先

国立環境研究所　環境リスク・健康領域　S17 プロジェクト担当

E-mail : S17_project@nies.go.jp

********** 以上 **********